

令和 6 年 4 月 3 0 日

都道府県知事 殿

病院名 市立砺波総合病院
開設者 砺波市長 夏野 修

臨床研修病院変更届出書

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 8 条の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

変更があった事項 臨床研修を行う「分野」
変更の内容 変更前： 内科系 内科（消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、脳神経内科）、東洋医学科、小児科、精神科、皮膚科 変更後： 内科系 内科（消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、脳神経内科）、小児科、精神科、皮膚科 （令和 6 年 4 月 1 日付けで変更）

- （注） 1 病院名及び開設者の氏名を変更した場合には、変更後のもので届け出ること。
2 必要がある場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。「変更があった事項」が複数ある場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。
3 「変更の内容」欄には、変更のあった事項に関して、指定申請書に記載した内容について変更前と変更後を区別して記入すること。

（記載例：小児科の指導医が甲医師から乙医師に変更となった場合）

変更があった事項 指導医（担当分野：小児科）
変更の内容 変更前：甲医師 変更後：乙医師（15 年 4 月 1 日付けで変更）

※ 続紙に、乙医師について、臨床研修病院指定申請書の別紙 4「指導医等の氏名等」の各項目を記載し、添付すること。